

福岡市学校規模適正化検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 児童生徒数の減少に伴い、福岡市立小・中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行する中で、学校生活、学校運営に関する諸問題を調査し、学校の適正規模、適正配置等について検討するため、福岡市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、福岡市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と、適正化に向けた具体的な方策について検討し、提言する。

（委員）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する委員15名以内をもって構成する。

- | | | |
|-----|---------|----|
| （1） | 福岡市議会代表 | 4名 |
| （2） | 民間代表 | 1名 |
| （3） | 地域代表 | 3名 |
| （4） | 保護者代表 | 2名 |
| （5） | 学識経験者 | 3名 |
| （6） | 学校代表 | 2名 |

（任期）

第4条 委員の任期は、原則として提言までとする。

（組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会総務部学校計画課において行う。

（実施の細目）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は平成20年5月1日から実施する。